

アジア・アフリカ学術基盤形成事業 平成 22 年度 実施報告書

1. 拠点機関

日本側拠点機関：	名古屋大学大学院法学研究科
(ベトナム) 拠点機関：	ハノイ法科大学
(中国) 拠点機関：	中国政法大学
(モンゴル) 拠点機関：	モンゴル国立大学法学部
(ウズベキスタン) 拠点機関：	タシケント国立法科大学
(カンボジア) 拠点機関：	王立法経大学
(インドネシア) 拠点機関：	ガジャマダ大学法学部

2. 研究交流課題名

(和文)： 法整備支援のためのインタラクティブな比較法研究拠点の強化
(交流分野： 法学)

(英文)： Strengthening Research Network of Interactive Comparative Law for Legal Assistance
(交流分野： Study of Law)

研究交流課題に係るホームページ：<http://cale.law.nagoya-u.ac.jp>

3. 開始年度

平成 21 年度 (2 年度目)

4. 実施体制

日本側実施組織

拠点機関：名古屋大学大学院法学研究科

実施組織代表者 (所属部局・職・氏名)：大学院法学研究科・法学研究科長・鮎京正訓

コーディネーター (所属部局・職・氏名)：大学院法学研究科・教授・市橋克哉

事務組織：研究協力部研究支援課、文系事務部経理課

相手国側実施組織 (拠点機関名・協力機関名は、和英併記願います。)

(1) 国 (地域) 名：ベトナム

拠点機関：(英文) Hanoi Law University

(和文) ハノイ法科大学

コーディネーター (所属部局・職・氏名)：(英文) Rector, Le Minh Tam

協力機関：(英文) Ho Chi Minh City Law University

(和文) ホーチミン市法科大学

協力機関：(英文) Institute of State and Law

(和文) 国家と法研究所

(2) 国(地域)名：中国

拠点機関：(英文) China University of Political Science and Law

(和文) 中国政法大学

コーディネーター(所属部局・職・氏名)：(英文) School of Law, Professor,

Ma Huai De

協力機関：(英文) National School of Administration

(和文) 国家行政学院

協力機関：(英文) Peking University Law School

(和文) 北京大学国際関係学院

(3) 国(地域)名：モンゴル

拠点機関：(英文) National University of Mongolia, Faculty of Law

(和文) モンゴル国立大学法学部

コーディネーター(所属部局・職・氏名)：(英文) Faculty of Law, Dean

Sodovsuren Narangerel

協力機関：(英文) National Legal Center of Mongolia

(和文) モンゴル国立法律センター

(4) 国(地域)名：ウズベキスタン

拠点機関：(英文) Tashkent State Institute of Law

(和文) タシケント国立法科大学

コーディネーター(所属部局・職・氏名)：(英文) Rector

Mirzoyusuf Rustambaev

協力機関：(英文) University of World Economy and Diplomacy

(和文) 世界経済外交大学

(5) 国(地域)名：カンボジア

拠点機関：(英文) Royal University of Law and Economics

(和文) 王立法経大学

コーディネーター(所属部局・職・氏名)：(英文) Rector, Youk Ngoy

(6) 国(地域)名: インドネシア

拠点機関: (英文) Gadjah Mada University, Faculty of Law

(和文) ガジャマダ大学法学部

コーディネーター(所属部局・職・氏名): (英文) Faculty of Law, Lecturer,

Denny Indrayana

協力機関: (英文) Andalas University

(和文) アンダラス大学

協力機関: (英文) University of Indonesia

(和文) インドネシア大学

5. 全期間を通じた研究交流目標

1. 法整備支援のための総合的な比較法研究ネットワークをさらに発展させる

・これまで、名古屋大学日本法教育研究センターおよび学術交流協定を通じ法整備支援および法学研究に関するネットワークを構築してきた。本事業を通じ、国際開発協力、地域研究などの専門家が協力できるインタラクティブな比較法研究の場をさらに発展させる。また、このネットワークを通じて社会に根付くことのできる法整備支援のための研究交流をめざす。

2. 最新の法情報を継続的に共有する研究環境をさらに発展させる

・拠点機関と関連する機関(司法省、裁判所など)を活用し、最新の法情報を継続的に共有・活用するためのネットワークの発展をめざす。

・最新の情報を相互に提供する体制をいっそう強化し(多言語対応の web などを利用する)、また法令情報や判例情報などを共有する研究体制を整備する(情報の国際的な共有のためのデータ構造の標準化=国際ルールの導入を図る)。

3. 関係国の法を研究する専門家の養成を図る

・拠点機関に付設する日本法教育研究センターを活用して、日本語で日本法を研究できる若手外国人研究者を養成する。

・拠点機関の所在する国を中心とした外国法を現地語で研究できる日本人研究者を養成する。

4. 次世代の研究者を養成するプログラムの導入(国際性のある研究者、実務家の養成)

・本事業により開催するシンポジウム・セミナー・研究会・ワークショップは、若手研究者が事務局を務め、アカデミックなプロジェクトの運営ノウハウを学ぶ機会とする。

・本事業で開催するシンポジウム・セミナー・研究会・ワークショップには、可能な限り実務家にも参加を呼びかけ、実務家と研究者の協力による国際交流を実現する場とする。

6. 平成22年度研究交流目標

①共同研究・研究者交流

各拠点に設置した共同研究チームによる研究活動を推し進め、研究会・調査に若手研究者を積極的に参加させることにより、アカデミックな活動の運営ノウハウを実地で学ぶ機会を与える。また、必要に応じて研究拠点への研究者派遣及び招聘を行い、研究協力体制をより強固なものとする。

②学術会合（研究拠点代表者によるセミナー）

日本で「グローバル化と比較行政法」(S-1)に関するセミナーの開催を予定している。このセミナーは、体制移行諸国に対する行政法分野における法整備支援のこれまでの学術的成果と研究拠点の持つ課題について討議する。可能であれば名古屋大学法学研究科および法政国際教育協力研究センターが協力関係にある、国内外の法整備支援実施機関・研究機関の代表者の参加も求めることにより、さらなる研究協力体制の構築を目指す。また、本セミナーには、国内の若手研究者や留学生に積極的な参加を呼びかけ、若手研究者・大学院生のネットワーク拡大を目指す。

7. 平成22年度研究交流成果

7-1 研究協力体制の構築状況

平成22年度は本事業の第2年度であり、現地での研究会の開催、調査の実施など相手国側実施組織との研究交流を進めつつ、研究の深化に努めた。また、23年1月に「日本学術振興会・アジア・アフリカ学術基盤形成事業：グローバル化と体制移行下のアジアにおける行政法の変容」(2011年1月30日)を三重大学メディアホール(三重県・津市)で開催した。本セミナーでは、中国・ベトナム・カンボジア・インドネシアの法律実務家・法学者たちが市場経済移行過程にある各国の行政法の変化をどのように捉えるかについて報告し、行政法整備支援の実施国である欧米における行政法の変化との比較行政法研究の必要性と可能性について検討した。本セミナーでは、この比較行政法の理論をめぐって活発な議論が展開され、今後も比較行政法の理論研究のための国際的ネットワークを発展させていくことが合意された。今後は、国ごとにさらなる事例研究を深めるとともに、この研究ネットワークを活用した国際的な比較研究を推進することが期待される。

7-2 学術面の成果

本事業により、平成22年度は6本の論文を発表することができたが、それは本事業の対象国での共同研究の成果を踏まえて、比較法の理論研究に関する課題、そして比較法研究の若手研究者・実務家を育成するための法学教育の課題に関する内容であった。したがって、2年目の成果は、比較法の理論研究と法学教育の方法論に関する研究が進展したことであった。また、22年度に行った相手国側実施組織との研究会や予備調査をもとに、本事業の最終年度である23年度

には各地で集大成となる事例研究を実施する予定である。なお、「日本学術振興会・アジア・アフリカ学術基盤形成事業：グローバル化と体制移行下のアジアにおける行政法の変容」の内容は、23年度に報告書として刊行する。

7-3 若手研究者養成

22年度の研究者交流活動には、博士前期課程・博士後期課程の大学院生、研究生、准教授などの若手研究者を積極的に参加させた。とりわけ、22年度は若手研究者に現地調査の方法論を学ぶ機会を提供したことが特色であった。将来的には、彼らを今後の共同研究の中核として養成していく。また、23年1月に開催した「日本学術振興会・アジア・アフリカ学術基盤形成事業：グローバル化と体制移行下のアジアにおける行政法の変容」にも、相手国側実施組織から若手研究者を招聘し、報告と討論の機会を与えた。さらに、本セミナーの報告書を23年度に刊行することにより、研究成果を国際的に発信する機会を提供する。

7-4 社会貢献

22年度は、各地で開催した研究会や国際セミナー「日本学術振興会・アジア・アフリカ学術基盤形成事業：グローバル化と体制移行下のアジアにおける行政法の変容」に法律実務家も参加するように積極的に呼びかけた。とりわけ、22年度はセミナーに参加した外国人研究者がセミナー終了後に若手研究者・日本人学生・留学生と交流する機会を提供するように努めた。また、本事業の実施過程で収集した各国の法情報に関する書籍・文献は、名古屋大学法政国際教育協力研究センターのアジア法情報資料室に配架し、名古屋大学図書館を通して日本国内の研究者・学生が利用できるようにしている。

7-5 今後の課題・問題点

22年度は、本事業の2年目として、相手国側研究機関の協力を得ながら現地調査を集中的に行い、研究成果を挙げるとともに若手研究者が経験を積む機会を提供することに努めた。22年度に構築した研究協力体制をもとに各国での共同研究を深化させ、最終年度の研究成果のとりまとめを行うことが23年度の課題である。本事業では、アジア体制移行国の最新の法情報を継続的に共有する体制の構築と各国法の専門家の養成を目指しているが、それは各国の有する焦眉の課題について相手国の研究者・実務家と共同研究することにより実現するものである。さらに、各国での共同研究を推進する過程で、日本と相手国の若手研究者・実務家を共同研究に積極的に参加させることにより、次世代の研究協力体制を構築することにもつながる。このような問題意識を持ちつつ、各国での共同研究を一層発展させ、より多くの若手研究者・実務家を本事業に参加させることが今後の課題である。

7-6 本研究交流事業により発表された論文

平成22年度論文総数 6本

うち、相手国参加研究者との共著 0本

うち、本事業が JSPS の出資によることが明記されているもの 0本

8. 平成22年度研究交流実績概要

8-1 共同研究

(1) ベトナム

「体制移行と法整備及び法学教育支援に関する理論的分析の準備」

近年、ベトナムは WTO に加盟し、計画経済から市場経済への移行を一層に進めている。本研究では、これに伴う法整備とその支援の現状について評価するための共同研究に取り組む。22年度は、①ベトナムの経済法改革の現状と問題点について検討するとともに、②経済法分野における法整備支援の課題に関して、欧米支援機関およびベトナムの研究者・実務家と討議するために、経済法セミナー“Sustainable Technology Transfer”(22年10月、ホーチミン市、ハノイ法科大学・ホーチミン市法科大学・ルンド大学・名古屋大学の共催)にてワークショップを開催し、報告・討議を行った。本セミナーは、研究成果を広く社会に還元するとともに、当該分野における若手研究者交流を促進するために、研究者・実務家・学生に広く公開された。

(2) 中国

①「中国における行政法改革」

日本側研究拠点では、アジア・アフリカ学術基盤形成事業「アジア法整備支援のための実務・研究融合型比較法研究拠点」(17~19年度)において、拠点機関、協力機関である中国政法大学が中心となっており、とりまとめた行政訴訟法改正草案と国家賠償法改正草案のたたき台(学者建議草案)の逐条検討、そして、昨年は東京で開催した第9回東アジア行政法学会(2010年12月)において地方政府の役割や行政のコントロールの検討を行い、これをつうじて、日中の行政法改革に関する理論および実務の比較検討を行ってきた。そして、22年度は、中国の国内法整備の地方における展開をさらに深く検討するために、23年3月にハルビン市で行政復議条例に関する調査を行うとともに、中国の行政法学者たちと討論を行った。また、ハルビン市の行政復議条例は台湾の訴願委員会をモデルにしていることから、中国と台湾の訴願制度の比較研究を行うために、台北市および基隆市において訴願委員会の調査を行った。

②「WTO加盟に伴う国内法整備と国際紛争解決手続」

本研究では、WTO加盟が中国国内法整備に与えた影響や中日を当事者とする紛争とその処理の分析、および日本のWTO法制に関する理論および実務と中国のそれとの比較研究を

行い、これらの成果から中国も加わった新たな国際紛争解決システムの構築に向けた提言を行うことを目指している。22年度には、中国の経済法改革とベトナムの経済法改革の比較研究を行い、中国の国内法整備と国際紛争解決手続について検討した。

(3) モンゴル

「モンゴルにおける立憲主義の比較法的研究」

本研究では、憲法裁判所、行政裁判所、人権委員会の活動を分析し、その役割を他の体制移行国の事例と比較研究することにより、モンゴルの立憲主義の特徴と課題について明らかにすることを目指す。この研究により、モンゴルの若手研究者、司法機関の職員、法曹実務家、国際機関の現地職員と日本人若手研究者・法曹実務家の若手研究者ネットワークが構築されることが期待される。22年度は、比較行政法に関する研究会（モンゴル国立大学法学部・モンゴル科学アカデミー哲学・社会学・法学研究所・モンゴル国立法律センター・名古屋大学の共催）を22年9月にモンゴル科学アカデミー哲学・社会学・法学研究所で開催し、モンゴルにおいて立憲主義が発展するための具体的な保障としての行政法改革について検討を行った。本研究会は、研究成果を社会に還元するために、研究者・実務家・学生・市民に広く公開された。

(4) ウズベキスタン

「立憲主義と法の支配」

本研究では、タシケント法科大学との多面的な研究・教育交流を行っており、この実績を踏まえた共同研究として、独立後まだ10数年という若い国ウズベキスタンにおける国づくりの基本である立憲主義と法の支配の確立を支援する共同研究を行っている。22年度は、立憲主義と法の支配に関する比較法研究のセミナー（タシケント国立法科大学・ウズベキスタン司法省・名古屋大学の共催、2010年9月）をタシケント国立法科大学で開催し、これまでの研究成果を報告するとともに、ウズベキスタンの憲法・行政法学者たちと討論を行った。本研究会の内容は報告書（ロシア語）として刊行され、広く社会に還元するために、ウズベキスタンの主要図書館に寄贈された。

(5) カンボジア

「カンボジアにおける紛争解決のための法整備に関する比較研究」

カンボジアでは、近年採択された民法、民事訴訟法と刑事訴訟法のほか、労働法、商法等の分野にも紛争解決のための特別法や特別制度が設けられている。本研究では、それぞれの法・制度を設計し、運営している関係者または研究者と共同研究を行うことにより、それらの制度の特徴を明らかにし、紛争解決のための法整備に対して「法の支配」や「人間の安全保障」の観点から分析し、検討するための専門家ネットワークの構築を目指している。22年度は、カンボジア側の研究者およびハーバード大学エンチン研究所とともに、カンボジア比較法学会を共催し、カンボジアの行政法改革、証券取引法改革、法学教育改

革等、カンボジアに対する法整備支援の課題について検討を行った。本学会には、アメリカ・フランス・ドイツ、韓国等の法整備支援に携わる専門家も多く参加し、議論した。また、本学会は研究成果を広く社会に還元するために、研究者・実務家・学生に公開された。

(6) インドネシア

「インドネシア法制度改革の現状に関する問題設定」

本研究では、スハルト退陣後 10 年を経たインドネシアにおける法制改革の現状について、日本側研究者とインドネシア側研究者が共同で研究・議論を行い、本事業に基づくインドネシアに関する研究課題を明らかにすることを目指し、「法の支配」をめぐる法整備・制度整備について、その現状及び問題点の検討に焦点を当てる。22 年度は、インドネシア政党法に関する研究を行い、政党法の改正内容とそれに対する法学者・政治学者の見解を明らかにした。

8-2 セミナー

「日本学術振興会・アジア・アフリカ学術基盤形成事業：グローバル化と体制移行下のアジアにおける行政法の変容」(2011 年 1 月 30 日、三重大学メディアホール・三重県津市)

本セミナーでは、中国・ベトナム・カンボジア・インドネシアの法律実務家・法学者たちが市場経済移行過程にある各国の行政法の変化をどのように捉えるかについて報告し、行政法整備支援の実施国である欧米における行政法の変化との比較行政法研究の必要性和可能性について検討した。現在の市場経済移行諸国の行政法の変化は、市場経済移行とグローバル化が重なり合う状況で進行しており、行政法整備支援を実施する日本や欧米諸国の行政法も同じくグローバル化の影響を受けている。したがって、グローバル化がもたらす法変動と法空間が、アジア、日本、そして欧米の行政法にどのような影響をもたらしているか、その複眼的な比較を行い、それを踏まえて行政法の変化と進化を説明する社会理論と行政法モデルを考察する「比較行政法の理論」の発展が必要とされている。本シンポジウムでは、この比較行政法の理論をめぐって活発な議論が展開され、今後も比較行政法の理論研究のための国際的ネットワークを発展させていくことが合意された。

8-3 研究者交流（共同研究、セミナー以外の交流）

22 年度の研究者交流活動には、博士後期課程の大学院生、研究員、特任講師などの若手研究者を中心に参加させた。将来的には、彼らを今後の共同研究の中核として養成していく計画である。

- ①ベトナム・大学院生 1 名派遣（ベトナム経済刑法の調査）
- ②中国・研究生 1 名派遣（中国北京での行政法調査）
- ③ウズベキスタン・大学院生 1 名の派遣（ウズベキスタンの行政法調査）
- ④モンゴル・准教授 1 名の受入（モンゴル・日本の商法の比較研究）

9. 平成22年度研究交流実績人数・人日数

9-1 相手国との交流実績

派遣先		日本	ベトナム	中国	台湾	モンゴル	ウズベキスタン	カンボジア	インドネシア	合計
派遣元		<人/人日>	<人/人日>	<人/人日>	<人/人日>	<人/人日>	<人/人日>	<人/人日>	<人/人日>	<人/人日>
日本 <人/人日>	実施計画		3/18	3/18	0/0	2/12	3/18	2/12	2/12	15/90
	実績		2/19	2/12	2/8	0/0 (2/10)	3/23	2/11	0/0	11/73 (2/10)
ベトナム <人/人日>	実施計画	1/6		0/0	0/0	0/0	0/0	0/0	0/0	1/6
	実績	1/4		0/0	0/0	0/0	0/0	0/0	0/0	1/4
中国 <人/人日>	実施計画	1/6 (2/10)	0/0		0/0	0/0	0/0	0/0	0/0	1/6 (2/10)
	実績	1/4	0/0		0/0	0/0	0/0	0/0	0/0	1/4
台湾 <人/人日>	実施計画	0/0	0/0	0/0		0/0	0/0	0/0	0/0	0/0
	実績	0/0	0/0	0/0		0/0	0/0	0/0	0/0	0/0
モンゴル <人/人日>	実施計画	2/12	0/0	0/0	0/0		0/0	0/0	0/0	2/12
	実績	1/10	0/0	0/0	0/0		0/0	0/0	0/0	1/10
ウズベキスタン <人/人日>	実施計画	1/6	0/0	0/0	0/0	0/0		0/0	0/0	1/6
	実績	0/0	0/0	0/0	0/0	0/0		0/0	0/0	0/0
カンボジア <人/人日>	実施計画	1/6	0/0	0/0	0/0	0/0	0/0		0/0	1/6
	実績	1/5	0/0	0/0	0/0	0/0	0/0		0/0	1/5
インドネシア <人/人日>	実施計画	1/6	0/0	0/0	0/0	0/0	0/0	0/0		1/6
	実績	1/6	0/0	0/0	0/0	0/0	0/0	0/0		1/6
合計 <人/人日>	実施計画	7/42 (2/10)	3/18	3/18	0/0	2/12	3/18	2/12	2/12	22/132 (2/10)
	実績	5/29	2/19	2/12	2/8	0/0 (2/10)	3/23	2/11	0/0	16/102 (2/10)

9-2 国内での交流実績

実施計画	実績
5 / 10 <人/人日>	7 / 14 <人/人日>

10. 平成22年度研究交流実績状況

10-1 共同研究

整理番号	R-1	研究開始年度	平成21年度	研究終了年度	平成23年度																																																										
研究課題名	(和文) 体制移行と法整備及び法学教育支援に関する理論的分析の準備 (英文) Preparation consultations on a theoretical and analytical framework for research on legal reforms in transitional countries and international assistance in legal education																																																														
日本側代表者 氏名・所属・職	(和文) 市橋克哉・名古屋大学大学院法学研究科・教授 (英文) Katsuya Ichihashi, Professor, Graduate School of Law, Nagoya University																																																														
相手国側代表者 氏名・所属・職	Le Minh Tam, Rector, ハノイ法科大学																																																														
交流人数 (※日本側予算によらない 交流(相手国 予算による) についても、 カッコ書きで 記入のこと。)	① 相手国との交流 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">派遣先</th> <th>日本</th> <th>ベトナム</th> <th></th> <th>計</th> </tr> <tr> <th colspan="2">派遣元</th> <th><人/人日></th> <th><人/人日></th> <th><人/人日></th> <th><人/人日></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">日本 <人/人日></td> <td>実施計画</td> <td></td> <td>2/12</td> <td></td> <td>2/12</td> </tr> <tr> <td>実績</td> <td></td> <td>1/4</td> <td></td> <td>1/4</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">ベトナム <人/人日></td> <td>実施計画</td> <td>0/0</td> <td></td> <td></td> <td>0/0</td> </tr> <tr> <td>実績</td> <td>0/0</td> <td></td> <td></td> <td>0/0</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td>実施計画</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td>実績</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">合計 <人/人日></td> <td>実施計画</td> <td>0/0</td> <td>2/12</td> <td>2/12</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td>実績</td> <td>0/0</td> <td>1/4</td> <td>1/4</td> </tr> </tbody> </table>					派遣先		日本	ベトナム		計	派遣元		<人/人日>	<人/人日>	<人/人日>	<人/人日>	日本 <人/人日>	実施計画		2/12		2/12	実績		1/4		1/4	ベトナム <人/人日>	実施計画	0/0			0/0	実績	0/0			0/0			実施計画						実績				合計 <人/人日>		実施計画	0/0	2/12	2/12			実績	0/0	1/4	1/4
派遣先		日本	ベトナム		計																																																										
派遣元		<人/人日>	<人/人日>	<人/人日>	<人/人日>																																																										
日本 <人/人日>	実施計画		2/12		2/12																																																										
	実績		1/4		1/4																																																										
ベトナム <人/人日>	実施計画	0/0			0/0																																																										
	実績	0/0			0/0																																																										
		実施計画																																																													
		実績																																																													
合計 <人/人日>		実施計画	0/0	2/12	2/12																																																										
		実績	0/0	1/4	1/4																																																										
② 国内での交流 0人/0人日																																																															
22年度の 研究交流 活動	22年度は、①ベトナムの経済法改革の現状と問題点について検討するとともに、②経済法分野における法整備支援の課題に関して、欧米支援機関およびベトナムの研究者・実務家と討議するために、経済法セミナー“Sustainable Technology Transfer”(22年10月、ホーチミン市にて、ハノイ法科大学、ホーチミン市法科大学、スウェーデン・ルンド大学、名古屋大学の共催)にてワークショップを開催し、報告・討議を行った。																																																														
研究交流 活動成果	本セミナーの結果、ベトナムの市場経済化における課題、とりわけ国際経済法と国内法の調和の重要性について日本・スウェーデンなどの先進経済諸国とベトナムの研究者・実務家の見解の相違を明らかにし、今後の法整備の優先順位について討論することができた。なお、本ワークショップは、成果を広く社会に還元するために法律実務家・市民・学生に広く公開された。																																																														
日本側参加者数																																																															
15名		(13-1 日本側参加者リストを参照)																																																													
ベトナム側参加者数																																																															
12名		(13-2 ベトナム側参加研究者リストを参照)																																																													

整理番号	R-2	研究開始年度	平成 21 年度	研究終了年度	平成 23 年度	
研究課題名	(和文) 中国における行政法改革					
	(英文) Administrative law reform in China					
日本側代表者 氏名・所属・職	(和文) 市橋克哉・名古屋大学大学院法学研究科・教授					
	(英文) Katsuya Ichihashi, Professor, Graduate School of Law, Nagoya University					
相手国側代表者 氏名・所属・職	Ma Huai De, Professor, 中国政法大学・教授					
交流人数	① 相手国との交流					
(※日本側予算によらない 交流(相手国 予算による) についても、 カッコ書きで 記入のこと。)	派遣先		日本	中国	台湾	計
	派遣元		<人/人日>	<人/人日>	<人/人日>	<人/人日>
	日本 <人/人日>	実施計画		2/12	0/0	2/12
		実績		1/6	2/8	3/14
	中国 <人/人日>	実施計画	0/0		0/0	0/0
		実績	0/0		0/0	1/3
	台湾 <人/人日>	実施計画	0/0	0/0		0/0
		実績	0/0	0/0		
	合計 <人/人日>	実施計画	0/0	2/12	0/0	2/12
		実績	0/0	1/6	2/8	3/14
	② 国内での交流 2人/4人日					
22年度の 研究交流 活動	22年度は、中国の国内法整備の地方における展開をさらに深く検討するために、23年3月にハルビン市で行政復議条例に関する調査を行うとともに、中国の行政法学者たちと討論を行った。また、ハルビン市の行政復議審査委員会のモデルとなった台湾の訴願委員会との比較研究を行うために、台北市および基隆市において訴願委員会の調査を行い、その実務上の特徴と課題についてインタビューを行った。					
研究交流 活動成果	ハルビン市での事前調査の過程で、ハルビン市の行政復議条例には、他の地域の行政手続条例および行政復議条例とは異なり、地方政府の中に独立し、かつ専門家で構成される行政復議審査委員会が設けられ積極的な活動を行っていること、この委員会のモデルが台湾の訴願委員会の制度であることが明らかになった。					
日本側参加者数						
	10名	(13-1 日本側参加者リストを参照)				
中国側参加者数						
	10名	(13-2 中国側参加研究者リストを参照)				

整理番号	R-3	研究開始年度	平成 21 年度	研究終了年度	平成 23 年度	
研究課題名	(和文) WTO 加盟に伴う国内法整備と国際紛争解決手続 (英文) Reform of domestic laws after accession to the WTO and the role of international dispute settlement					
日本側代表者 氏名・所属・職	(和文) 佐分晴夫・名古屋大学副総長 (英文) Haruo Saburi, Vice-President, Nagoya University					
相手国側代表者 氏名・所属・職	辛崇陽・中国政法大学国際法学院・助教授					
交流人数	① 相手国との交流					
(※日本側予算によらない交流(相手国予算による)についても、カッコ書きで記入のこと。)	派遣先		日本	中国	計	
	派遣元		<人/人日>	<人/人日>	<人/人日>	<人/人日>
	日本	実施計画		0/0		0/0
	<人/人日>	実績				0/0
	中国	実施計画	0/0			0/0
	<人/人日>	実績	0/0			0/0
	<人/人日>	実施計画				
	実績					
合計	実施計画	0/0	0/0		0/0	
<人/人日>	実績	0/0	0/0		0/0	
	② 国内での交流 0 人/0 人日					
22 年度の 研究交流 活動	22 年度には、中国の経済法改革とベトナムの経済法改革の比較研究を行い、中国の国内法整備と国際紛争解決手続について検討した。22 年度は、現地での研究交流は実施できなかったが、e メールおよびテレビ会議を利用した研究交流を実施した。					
研究交流 活動成果	22 年度の研究交流では、経済発展に伴う負の側面である環境問題をめぐる法規制と紛争処理制度の課題を明らかにするために、環境問題をめぐる法規制と紛争処理制度に対する法整備支援の現状と課題を検討し、経済法改革における行政訴訟の重要性を他国との比較から指摘した。					
日本側参加者数						
12 名			(13-1 日本側参加者リストを参照)			
中国側参加者数						
5 名			(13-2 中国側参加研究者リストを参照)			

整理番号	R-4	研究開始年度	平成 21 年度	研究終了年度	平成 23 年度	
研究課題名	(和文) モンゴルにおける立憲主義の比較法的研究					
	(英文) Comparative study of Constitutionalism in Mongolia					
日本側代表者 氏名・所属・職	(和文) 杉浦一孝・名古屋大学大学院法学研究科・教授					
	(英文) Kazutaka Sugiura, Nagoya University, Graduate School of Law, Professor					
相手国側代表者 氏名・所属・職	Sodovsuren Narangerel, National University of Mongolia, Faculty of Law, Dean, モンゴル国立大学法学部・法学部長					
交流人数	① 相手国との交流					
(※日本側予算によらない交流(相手国予算による)についても、カッコ書きで記入のこと。)	派遣先		日本	モンゴル		計
	派遣元		<人/人日>	<人/人日>	<人/人日>	<人/人日>
	日本 <人/人日>	実施計画				2/12
		実績				0/0 (2/10)
	モンゴル <人/人日>	実施計画	0/0			0/0
		実績	0/0			0/0
	<人/人日>	実施計画				
		実績				
	合計 <人/人日>	実施計画	0/0	2/12		2/12
		実績	0/0	0/0 (2/10)		0/0 (2/10)
	② 国内での交流 0人/0人日					
22年度の 研究交流 活動	22年度は、比較行政法に関する研究会(モンゴル国立大学法学部・モンゴル科学アカデミー哲学・社会学・法学研究所・モンゴル国立法律センター・名古屋大学の共催)を22年9月にモンゴル科学アカデミー哲学・社会学・法学研究所で開催し、モンゴルにおいて立憲主義が発展するための制度的な保障としての行政訴訟について検討を行った。					
研究交流 活動成果	22年度の研究交流により、モンゴルでは、アジアの他の移行経済諸国と異なり行政訴訟が既に実現しており、市民による環境訴訟も実現しているが、それが行政組織の改善につながっているわけではないという問題点も本研究会で明らかにされた。また、本研究会は、研究成果を社会に還元するために、研究者・実務家・学生・市民に広く公開された。					
日本側参加者数						
14名		(13-1 日本側参加者リストを参照)				
モンゴル側参加者数						
7名		(13-2 モンゴル側参加研究者リストを参照)				

整理番号	R-5	研究開始年度	平成 21 年度	研究終了年度	平成 23 年度
研究課題名	(和文) 立憲主義と法の支配				
	(英文) Constitutionalism and Rule of Law				
日本側代表者 氏名・所属・職	(和文) 市橋克哉・名古屋大学大学院法学研究科・教授				
	(英文) Katsuya Ichihashi, Professor, Graduate School of Law, Nagoya University				
相手国側代表者 氏名・所属・職	Mirzoyusup Rustambaev, Rector, タシケント国立法科大学・学長				
交流人数	① 相手国との交流				
(※日本側予算によらない 交流(相手国 予算による) についても、 カッコ書きで 記入のこと。)	派遣先	日本	ウズベキスタン		計
	派遣元	<人/人日>	<人/人日>	<人/人日>	<人/人日>
	日本	実施計画	2/12		2/12
	<人/人日>	実績	2/10		2/10
	ウズベキスタン	実施計画	0/0		0/0
	<人/人日>	実績	0/0		0/0
	<人/人日>	実施計画			
	<人/人日>	実績			
	合計	実施計画	0/0	2/12	2/12
	<人/人日>	実績	0/0	2/10	2/10
	② 国内での交流 4人/7人日				
22年度の 研究交流 活動	22年度は、立憲主義と法の支配に関する比較法研究のセミナー(タシケント国立法科大学・ウズベキスタン司法省・名古屋大学の共催、2010年9月)をタシケント国立法科大学で開催し、これまでの研究成果を報告するとともに、ウズベキスタンの憲法・行政法学者たちとの討論を行った。				
研究交流 活動成果	本セミナーでは、ウズベキスタンにおける行政法改革の現状に関して日本・ウズベキスタンの法律実務家・法学者が意見交換を行うことにより、行政訴訟・行政手続に関する見解の相違を明らかにし、今後の法整備支援に向けての手がかりを得ることができた。本研究会の内容は報告書(ロシア語)として刊行され、広く社会に還元するために、ウズベキスタンの主要図書館に寄贈された。				
日本側参加者数	11名 (13-1 日本側参加者リストを参照)				
ウズベキスタン側参加者数	8名 (13-2 ウズベキスタン側参加研究者リストを参照)				

整理番号	R-6	研究開始年度	平成 21 年度	研究終了年度	平成 23 年度	
研究課題名	(和文) カンボジアにおける紛争解決のための法整備に関する比較研究 (英文) Comparative studies of rule-making for dispute settlement in Cambodia					
日本側代表者 氏名・所属・職	(和文) コンティリ・名古屋大学法政国際教育協力研究センター・准教授 (英文) Kuong Teilee, Center for Asian Legal Exchange, Nagoya University, Associate Professor					
相手国側代表者 氏名・所属・職	Youk Ngoy, Rector, カンボジア王立法経大学					
交流人数	① 相手国との交流					
(※日本側予算によらない交流(相手国予算による)についても、カッコ書きで記入のこと。)	派遣先		日本	カンボジア		計
	派遣元		<人/人日>	<人/人日>	<人/人日>	<人/人日>
	日本	実施計画		2/12		2/12
	<人/人日>	実績				
	カンボジア	実施計画	0/0			0/0
	<人/人日>	実績	0/0			
		実施計画				
<人/人日>	実績					
合計	実施計画	0/0	2/12		2/12	
<人/人日>	実績	0/0	2/11		2/11	
	② 国内での交流 0人/0人日					
22年度の 研究交流 活動	22年度は、カンボジアの研究者およびハーバード大学エンチン研究所とともにカンボジア比較法学会を共催し、カンボジアの行政法改革、証券取引法改革、法学教育改革等、カンボジアに対する法整備支援の課題について検討を行った。					
研究交流 活動成果	本学会には、アメリカ・フランス・ドイツ・韓国等の法整備支援に携わる専門家が多く参加し、議論したことにより、カンボジアに対する各国の法整備支援の理念や手法の違いを明らかにすることができた。また、本学会は、研究成果を広く社会に還元するために、研究者・実務家・学生に公開された。					
日本側参加者数						
7名		(13-1 日本側参加者リストを参照)				
カンボジア側参加者数						
10名		(13-2 カンボジア側参加研究者リストを参照)				

整理番号	R-7	研究開始年度	平成 21 年度	研究終了年度	平成 23 年度
研究課題名	(和文) インドネシア法制度改革の現状に関する問題設定 (英文) Agenda Setting for research on the Indonesian legal reform —Current situation of legal system in Indonesia: 10 years after the Reformation.				
日本側代表者 氏名・所属・職	(和文) 島田弦・名古屋大学大学院・国際開発研究科・准教授 (英文) Shimada Yuzuru, Associate Professor, Graduate School of International Development, Nagoya University				
相手国側代表者 氏名・所属・職	Denny Indrayana, Ph.D. Faculty of Law, Gadjah Mada University, ガジャマダ大学法学部・講師				
交流人数 (※日本側予算によらない交流(相手国予算による)についても、カッコ書きで記入のこと。)	① 相手国との交流				
	派遣先	日本	インドネシア		計
	派遣元	<人/人日>	<人/人日>	<人/人日>	<人/人日>
	日本 <人/人日>	実施計画	1/6		1/6
		実績	0/0		0/0
	インドネシア <人/人日>	実施計画	0/0		0/0
		実績	0/0		0/0
	<人/人日>	実施計画			
		実績			
	合計 <人/人日>	実施計画	0/0	1/6	1/6
		実績	0/0	0/0	0/0
	② 国内での交流 0人/0人日				
22年度の 研究交流 活動	22年度は、インドネシア政党法の改正内容とそれに対する法学者・政治学者の見解について研究した。22年度は現地での研究交流を実施することはできなかったが、eメールによる研究交流のほか、現地で刊行されている新聞・雑誌の分析や日本国内に在住しているインドネシア人研究者に対するインタビューによる研究を行った。				
研究交流 活動成果	22年度の研究交流により、インドネシア政党法の改正に対する理解には地域差のあることが明らかになり、地域ごとの理解が今後のインドネシア政党法の展開に影響を与える可能性について検討することが今後の課題として浮上した。				
日本側参加者数					
2名		(13-1 日本側参加者リストを参照)			
インドネシア側参加者数					
7名		(13-2 インドネシア側参加研究者リストを参照)			

10-2 セミナー

—実施したセミナーごとに作成してください。—

整理番号	S-1
セミナー名	(和文) 日本学術振興会 アジア・アフリカ学術基盤形成事業:「グローバル化と体制移行下のアジアにおける行政法の変容」セミナー (英文) JSPS AA Science Platform Program: Seminar on Transformation of Administrative Law in Asia under Globalization and Transition
開催時期	平成 23 年 1 月 30 日 ~ 平成 23 年 1 月 30 日 (1 日間)
開催地 (国名、都市名、会場名)	(和文) 日本、三重県津市、三重大学メディアホール (英文) Media Hall, Mie University, Japan
日本側開催責任者 氏名・所属・職	(和文) 市橋克哉・名古屋大学大学院法学研究科・教授 (英文) Katsuya Ichihashi, Professor, Graduate School of Law, Nagoya University
相手国側開催責任者 氏名・所属・職 (※日本以外で開催の場合)	

参加者数

派遣先 派遣元	セミナー開催国(日本)	
	A.	B.
日本 〈人/人日〉	1/3	0/0
	10/10	
ベトナム 〈人/人日〉	1/4	0/0
	0/0	
	0/0	
中国 〈人/人日〉	1/4	0/0
	0/0	
	0/0	
モンゴル 〈人/人日〉	0/0	0/0
	0/0	
	0/0	
ウズベキスタン 〈人/人日〉	0/0	0/0
	0/0	
	0/0	

カンボジア 〈人／人日〉	A.	1/5
	B.	0/0
	C.	0/0
インドネシア 〈人／人日〉	A.	1/6
	B.	0/0
	C.	0/0
合計 〈人／人日〉	A.	5/22
	B.	0/0
	C.	10/10

A. セミナー経費から負担

B. 共同研究・研究者交流から負担

C. 本事業経費から負担しない（参加研究者リストに記載されていない研究者は集計しないでください。）

セミナー開催の目的	<p>本セミナーでは、ベトナム・カンボジア・ウズベキスタン・モンゴル・中国・インドネシアといったアジア体制移行諸国において進みつつある行政法改革について、①グローバル化において世界的に進行している行政法改革の潮流、および②体制移行による市場経済化に伴い進行する行政法改革、という2つ要因に分けて、理解することを試みるものである。</p> <p>①のグローバル化の行政法改革とは、グローバル化が急速に進みつつある現在では、欧米や日本などの市場経済諸国も含めて世界的に行政法改革が進展しているが、その際に注目すべきことは、グローバル空間においてソフトローとも呼ばれる法規範が形成され、それを基準として国内でのハードローとしての行政法改革が行われる「協働」とも呼ぶべき法現象が生じていることである。そこで、本セミナーでは、第一に、その新しい法現象の登場がアジア体制移行諸国の法整備支援および法改革がどのようなインパクトを与えているかを検証する。</p> <p>第二に、グローバル空間のなかで欧米の支援機関や国際機関と協働して、市場経済化に必要とされる行政法改革に取り組むアジアのレシピエントの代表、とくに、capacity building のプロセスのなかで育った若手法律家を招き、レシピエントの立場から各国のコンテキストと行政法改革支援について報告してもらい、その問題点や今後の課題について討論を行う。このセミナーの中で、上記のような新しい「法現象」について、日本など法整備支援のドナーとアジア体制移行諸国のレシピエントの対話を通じて、創造的で挑戦的な問題提起や意見交換を行うことを目指す。</p>
-----------	---

セミナーの成果	<p>現在の市場経済移行諸国の行政法の変化は、市場経済移行とグローバル化が重なり合う状況で進行しており、行政法整備支援を実施する日本や欧米諸国の行政法も同じくグローバル化の影響を受けている。したがって、グローバル化がもたらす法変動と法空間が、アジア、日本、そして欧米の行政法にどのような影響をもたらしているか、その複眼的な比較を行い、それを踏まえて行政法の変化と進化を説明する社会理論と行政法モデルを考察する「比較行政法の理論」の発展が必要とされている。本シンポジウムでは、この比較行政法の理論をめぐって活発な議論が展開され、今後も比較行政法の理論研究のための国際的ネットワークを発展させていくことが合意された。</p>																				
セミナーの運営組織	<p>名古屋大学大学院法学研究科・法政国際教育協力研究センター 「グローバル化と体制移行下のアジアにおける行政法の変容」 セミナー実行委員会（実行委員長：市橋克哉・教授）</p>																				
開催経費 分担内容 と金額	日本側	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="574 864 715 909">内容</td> <td data-bbox="715 864 1021 909">国内旅費</td> <td data-bbox="1021 864 1382 909">金額 28,560 円</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="715 909 1021 954">招聘旅費</td> <td data-bbox="1021 909 1382 954">702,276 円</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="715 954 1021 999">同時通訳費</td> <td data-bbox="1021 954 1382 999">900,717 円</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="715 999 1021 1043">消耗品</td> <td data-bbox="1021 999 1382 1043">2,980 円</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="715 1043 1021 1088">その他</td> <td data-bbox="1021 1043 1382 1088">62,030 円</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="715 1088 1021 1155">外国旅費の消費税</td> <td data-bbox="1021 1088 1382 1155">21,128 円</td> </tr> </table>	内容	国内旅費	金額 28,560 円		招聘旅費	702,276 円		同時通訳費	900,717 円		消耗品	2,980 円		その他	62,030 円		外国旅費の消費税	21,128 円	
内容	国内旅費	金額 28,560 円																			
	招聘旅費	702,276 円																			
	同時通訳費	900,717 円																			
	消耗品	2,980 円																			
	その他	62,030 円																			
	外国旅費の消費税	21,128 円																			
	() 国 (地域) 側	内容	金額																		

10-3 研究者交流（共同研究、セミナー以外の交流）

① 相手国との交流

派遣先		日本	ベトナム	中国	台湾	モンゴル	ウズベキスタン	カンボジア	インドネシア	計
派遣元		<人/人日>	<人/人日>	<人/人日>	<人/人日>	<人/人日>	<人/人日>	<人/人日>	<人/人日>	<人/人日>
日本 <人/人日>	実施計画		1/6	1/6	0/0	0/0	1/6	0/0	1/6	4/24
	実績		1/15	1/6	0/0	0/0	1/13	0/0	0/0	3/34
ベトナム <人/人日>	実施計画	0/0		0/0	0/0	0/0	0/0	0/0	0/0	0/0
	実績	0/0		0/0	0/0	0/0	0/0	0/0	0/0	0/0
中国 <人/人日>	実施計画	0/0	0/0		0/0	0/0	0/0	0/0	0/0	0/0
	実績	0/0	0/0		0/0	0/0	0/0	0/0	0/0	0/0
台湾 <人/人日>	実施計画	0/0	0/0	0/0		0/0	0/0	0/0	0/0	0/0
	実績	0/0	0/0	0/0		0/0	0/0	0/0	0/0	0/0
モンゴル <人/人日>	実施計画	1/6	0/0	0/0	0/0		0/0	0/0	0/0	1/6
	実績	1/10	0/0	0/0	0/0		0/0	0/0	0/0	1/10
ウズベキスタン <人/人日>	実施計画	0/0	0/0	0/0	0/0	0/0		0/0	0/0	0/0
	実績	0/0	0/0	0/0	0/0	0/0		0/0	0/0	0/0
カンボジア <人/人日>	実施計画	0/0	0/0	0/0	0/0	0/0	0/0		0/0	0/0
	実績	0/0	0/0	0/0	0/0	0/0	0/0		0/0	0/0
インドネシア <人/人日>	実施計画	0/0	0/0	0/0	0/0	0/0	0/0	0/0		0/0
	実績	0/0	0/0	0/0	0/0	0/0	0/0	0/0		0/0
合計 <人/人日>	実施計画	1/6	1/6	1/6	0/0	0/0	1/6	0/0	1/6	5/30
	実績	1/10	1/15	1/6	0/0	0/0	1/13	0/0	0/0	4/44
② 国内での交流		0/0 人/人日								

所属・職名 派遣者名	派遣・受入先 (国・都市・機関)	派遣時期	用務・目的等
名古屋大学大学院法学 研究科・研究生・林美鳳	中国・北京・ 中国政法大学	2011年 3月	中国行政法に関する調査
名古屋大学大学院法学 研究科・博士前期課程・ 金井怜己	ベトナム・ ハノイ市・ ハノイ法科大学	2011年 3月	ベトナムにおける経済法改 革の調査

名古屋大学大学院法学 研究科・博士後期課程・ ネマトフ・ジュラベック	ウズベキスタン・ タシケント市・ タシケント法科大学	2010年 8月	ウズベキスタン行政法改革 の調査
モンゴル国立大学法学 部・准教授・ B.Amarsanaa	日本・名古屋市・ 名古屋大学	2011年 3月	モンゴル・日本の商法の 比較研究

1 1. 平成22年度経費使用総額

	経費内訳	金額（円）	備考
研究交流経費	国内旅費	247,040	
	外国旅費	3,106,178	
	謝金	246,000	
	備品・消耗品購入費	113,549	
	その他経費	1,155,157	
	外国旅費・謝金に係 る消費税	132,076	
	計	5,000,000	
委託手数料		500,000	
合 計		5,500,000	

1 2. 四半期毎の経費使用額及び交流実績

	経費使用額（円）	交流人数<人/人日>
第1四半期	4,640	1/1
第2四半期	180,699	3/23
第3四半期	786,014	5/13
第4四半期	4,028,647	14/79
計	5,000,000	23/116